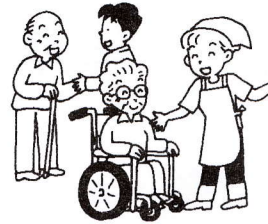


須磨民商NEWS

税負担の軽減が可能に！

後期医療保険料の年金天引きを
『口座振替に変更することができます』



後期高齢者医療制度の保険料の年金天引きを、口座振替に変更できる政令が7月25日公布・施行されました。

保険料を子ども（世帯主）や配偶者の口座振替で払うことができるようになり、確定申告時には社会保険料控除の対象にでき、税負担を軽減できます。（9月いっぱい手続きすれば12月から振替できます）

振替変更の条件は

- ① 国民保険料を過去2年間、滞納せず払っている人
（やむを得ない事情であれば変更は可能）
- ② 年金収入が180万円未満の人で、保険料を子ども
（世帯主）や配偶者の口座振替で支払う場合
（須磨民商までご相談下さい。 ☎733-4002）

共済ウェーブ行動にご参加下さい！！

9.21(日)午前10時～ 須磨民商事務所集

（お昼ご飯、炊き出しあります。）

共済会に未加入の方を対象に

9月21日(日)午前10時～午後3時

の間に、共済拡大訪問させていただきます。

（対象者には前もって資料を送らせていただきます）

『助け合い共済』にご家族・従業員の方も入れます。

